

学 校 保 健 に つ い て

1 健康診断について

4月から6月にかけて健康診断を行います。お子さんの健康状態を把握し、その結果に基づいた継続的な保健管理や健康相談、健康教育などを通して健康の保持増進に努めます。

実施項目	①身長・体重	②視力検査	③聴力検査	
	④眼科検診	⑤耳鼻咽喉科検診	⑥内科検診	
	⑦歯科健診	⑧心臓検診（1、4年生）	⑨尿検査	⑩色覚検査（1、4年希望制）

*日程は入学後に保健だより等でお知らせします。また、各検診前に事前のアンケート調査等があります。ご協力をお願いします。

*健康診断の結果、疾病や異常の疑いがある場合には、「結果のお知らせ」をお渡しします。用紙を受け取った場合、なるべく早く受診し、治療等が済みましたら「結果のお知らせ」の用紙を医療機関から受け取り学校へ提出してください。

2 保健室と救急処置について

◎けがのとき

- ・応急処置を行います。継続した手当てをすることはできません。
- ・首から上のけがや医療機関を受診する必要があるけがの場合は、「緊急連絡票」にある緊急連絡先に連絡し、保護者に迎えに来ていただいて受診をお願いしております。ただちに受診が必要と判断される場合には学校から病院へ行きますが、その場合には保護者は必ず病院へ向かっていただきます。ご協力をお願いいたします。

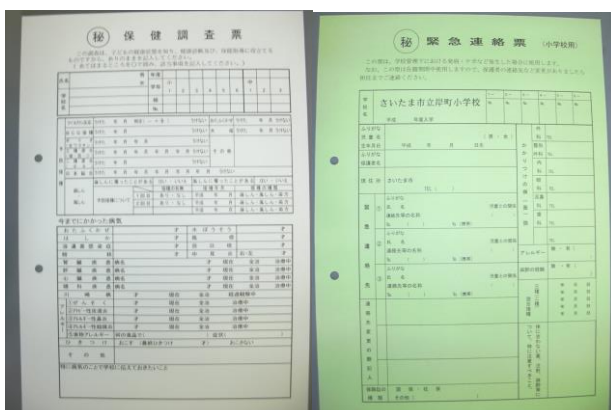
◎体調不良のとき

- ・学習が続けられるかどうか、様子をみて判断します。学習が続けられず早退する場合には、保護者の方へ連絡させていただきます。一人で帰宅させることはしておりません。連絡がありましたら都合をつけて必ず迎えをお願いします。

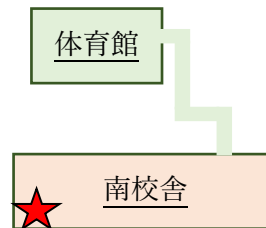
3 保健調査票・緊急連絡票の記入について

保健調査票・緊急連絡票は保健室に保管し、お子さんの健康管理の資料とさせていただきます。緊急連絡先やかかりつけの医療機関、現在治療中の病気・アレルギーやその他、学校へ知らせておいたほうがよいと思われることなどを記入してください。1年ごとに記入内容の加除訂正、確認をお願いします。

けがや体調不良の際に緊急連絡票の番号順に連絡をします。緊急時に確実に連絡が取れるよう、3か所ご記入をお願いします。お仕事等で携帯電話に連絡が付きづらい場合は、勤務先の電話番号もご記入ください。また、記載した内容に変更がある場合は、その都度担任にご連絡ください。（用紙は入学後に配付します。）



*心臓疾患、腎臓疾患、食物アレルギー・アナフィラキシー等のため、医師の指示による学校での取り組み、管理が必要な場合は、「学校生活管理指導表」の提出をお願いしています。対象となる方でまだ用紙を受け取っていない場合は、説明会終了後、保健室にお越しください。



4 健康観察について

朝、登校前にお子さんの健康状態の観察をお願いします。**具合が悪い場合は無理をせずご家庭で様子を見ていただくようお願いいたします。**

◎朝の健康観察のポイント

- ①顔色はどうか ②食欲はあるか ③元気はあるか
- ④体調はどうか（頭痛、腹痛、悪寒、吐き気などの有無）
- ⑤体温は何度か



5 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下センターと言います）について

さいたま市では、学校でのけが等に備えてセンターと災害共済契約を結んでいます。この制度は、学校の管理下でのけが等で医療を要した場合に、医療費（3割分+上乘せ1割）や見舞金の給付を行う制度で、本校でも加入していただいております。新一年生におかれましても全員加入していただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。概要については、資料の4～5ページをご参照ください。



(1) 掛金 460 円
(共済掛金 920 円の内、半額は市が負担します。)

(2) 掛金の集金 8 月末に指定口座から引き落とします。

(3) 給付の流れ 医療機関を受診しましたら書類をお渡しします

ので担任までお知らせください。医療機関に記入された書類が学校に提出されましたらセンターへ請求の手続きをとります。その後、給付金が支給されましたらご連絡させていただきますので、給付金を取りに来ていただくようお願いいたします。

なお、請求してから支給までは、3 か月程時間がかかります。ご了承ください。

※さいたま市では、子育て支援医療費助成制度がありますが、学校管理下でのけが等については、原則、センターの共済給付制度を利用することになっています。ただし、自己負担額(3割分)が合計1,500円以下のけがは対象となりません。(接骨院の場合は合計5,000円以下が対象外)その場合は、子育て支援医療費助成制度を利用していただくことになります。

※学校の管理下とは、給付制度の対象となる範囲のことで、概ね、朝家を出てから家に帰り着くまでを言います。詳しくは、その都度お尋ねください。

※センターの災害共済給付金制度を補完するものとしてさいたま市では、独自の学校災害共済給付金制度を設けています。(別資料をご覧ください)

6 学校感染症による出席停止について

学校保健安全法により学校感染症は『出席停止』の取り扱いになります。医師に診断されたらすぐに学校へ連絡をしてください。診断書などは必要ありません。登校については必ず医師の指示に従ってください。

麻しん（はしか） 風疹（三日ばしか） 水痘（水ぼうそう） インフルエンザ 溶連菌感染症
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） マイコプラズマ肺炎 咽頭結膜熱（プール熱） 感染性胃腸炎
流行性角結膜炎（はやり目） 新型コロナウイルス感染症 など



7 入学に備えて

- ・必要な予防接種は済ませておいてください。
- ・就学時健康診断で見つかった疾病（むし歯、耳垢、視力など）は、専門医を受診し、治しておいてください。特に、むし歯は歯科を受診し、完治させてください。
- ・規則正しい生活を送れるようにし、歯みがき、手洗い、トイレなどが自分でできるようにさせてください。（家庭での歯みがきは、自分で歯みがきがきちんとしてできるまで保護者の方が仕上げみがきをしてあげてください）

